

空き家を **きれい** に片付けて、 流通させませんか。活用しませんか。

家財道具等処分費の3分の2 **最大5万円** を補助します

市内にある空き家の利活用を図るため、渋川市空き家バンクに登録した空き家内の家財道具等を処分する方に、費用の一部を補助金として交付します

① 対象となる人

空き家バンクに物件登録する者、または空き家バンク登録物件の利用申し込みをした者（居住するために購入した個人。法人は対象外です。）

② 対象となる空き家

「渋川市空き家バンク」に登録済みの物件、または登録申請中の物件

※空き家バンク登録希望の所有者の方は、ぜひご相談ください。

③ 対象となる条件

次のすべてに当てはまるのが条件です。

- ア) 市税を滞納していないこと。
- イ) ごみの処分を自ら行わず、第三者に委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する許可を受けている業者に委託すること。*注1
- ウ) 当該補助対象空き家に対し、この補助金の交付を受けたことがないこと。
- エ) 渋川市空家解体事業補助金を利用していないこと。



***注1** 別紙：渋川市一般廃棄物収集運搬業許可一覧をご参照ください

※着手または片付けが終了しているものは、補助金の対象外となります。

④ 対象となる費用

- ア) 特定家庭用機器再商品化法により指定された特定家庭用機器の引取運搬料金及びリサイクル料金
- イ) ごみの処分に要する費用（自ら行うものも含む）。
- ウ) 空き家の片付けとともに敷地内の樹木の剪定伐採及び処分をする場合はその費用、その運搬に要する費用
- エ) イ) ウ) の処分及び運搬について、一般廃棄物収集運搬業者に委託する際のごみの収集運搬料金及び処分手数料



⑤ 補助金の額

片付けに要した費用又は委託費の3分の2です。ただし、限度額は5万円です。
(裏面あり)

⑥ 申込期間

令和2年5月15日（金）から ※予算に達した時点で終了となります。

⑦ 申請時の提出書類

着手前に次の書類を窓口まで提出してください。

- ア) 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ) 同意書（様式第2号）（市税を滞納していないことの同意）
- ウ) 市外在住申請者の場合、市税の完納証明書（未納額のない証明書）。*注2
- エ) 片付けにかかる経費の見積額及びその内訳がわかる書類（自ら片付けを行わない場合は、業者が作成した見積書）
- オ) 片付け前の補助対象空き家の状況写真
- カ) 申請者が空き家バンクに物件登録した者の相続人の場合は、所有者との続柄が確認できる戸籍全部事項証明書等
- キ) 空き家バンクに物件登録した者の相続人が申請する場合、相続人が2人以上のときは当該相続人の同意書（様式第2号）。
ただし、同意書が得られない場合は、誓約書（様式第3号）。
- ク) 上記のほか、状況によりその他の書類が必要となる場合があります。

***注2** お住まいの市区町村のものを用意してください。

⑧ 完了時の提出書類

片付けが完了したら、片付けの完了後30日以内かつ令和3年3月25日までに下記の書類を窓口まで提出してください。

- ア) 完了実績報告書（様式第7号）
- イ) 片付けに要した費用の内訳が確認できる書類及び領収書の写し
（領収書のコピーまたは支払いが確認できる書類（振込用紙等）のコピー等）
- ウ) 片付け後の補助対象空き家の状況写真
- エ) 状況によりその他の書類が必要となる場合があります。



詳細はご相談ください

問い合わせ先 **渋川市 政策創造課**（渋川市役所本庁舎2階）

TEL 0279-22-2401 FAX 0279-24-6541 Mail hp-seisaku@city.shibukawa.gunma.jp